

# 仕 様 書

## 1. 件 名

市川市人事評価システム構築業務委託

## 2. 委託期間

令和元年 8 月 1 日から令和 2 年 2 月 29 日まで

## 3. 担当部課

市川市総務部 人事課

## 4. 総則

### (1) 目的

市川市（以下「発注者」という。）における職員の人事評価の事務は、人事評価記録書の作成、配布、収集等について、紙と Excel で行っており、これらの作業に多くの時間を要している。また、評価者が被評価者の過去の評価情報や業績を把握できず、人事評価制度に期待される目標管理機能の効果が十分に享受できていないなどの課題がある。

そこで、①評価記録書の作成、配布、確認、集計作業に要する膨大な事務の効率化と正確さの向上、②目標設定、評価、面談の実施状況の進捗管理や、評価のばらつき状況の可視化、③評価結果に対する苦情申し立てに備えた評価プロセスの適切な管理、④各職員の過去の評価結果及び自己申告情報の閲覧性向上 等に対応できる市川市人事評価システム（以下「本システム」という。）を新たに導入し、本システムで蓄積した情報を人材の登用・育成へさらに活用していくことを目的とする。

受注者は、この目的を十分に理解し、正確・丁寧かつ実効経費の軽減を図り、この業務を期限内に遂行しなければならない。

### (2) 業務の指示及び監督

発注者は、本業務を遂行するに当たって、発注者及び監督職員と常に密接な連絡を取り、最適な対応をとらなければならない。

## 5. 前提条件

(1) 本システムの開発は、コスト、信頼性、セキュリティを考慮し、人事評価機能を持つパッケージソフトウェアを前提とし、標準機能で本システムの機能要件を充足できない部分については、カスタマイズした上で導入することとする。

(2) 本システムは、別添 1「市川市人事評価システム機能要件一覧」に示す機能を有し、別添 2「市川市人事評価実施フロー」を実現できるものであること。

ただし、発注者と受注者の協議調整の結果、安全性、信頼性、効率性及び経済性等の観点から、発注者が本システムの機能要件及び実施フローを変更すべきと

判断した場合は変更を行うことがある。

なお、現在の人事評価制度については、以下の規定で運用している。

- ① 市川市職員人事評価実施要綱（別添3）
  - ② 市川市人事評価の手引き（別添4）
- (3) 現在の人事評価の対象者数は、約 3,500 人である。令和 2 年 4 月の会計年度任用職員制度導入時には、これらに加えて会計年度任用職員約 2,500 人についても本システムを用いることとする。
- (4) 地方公務員法や本市の給与関連条例・規則等の制度改正に対応できるよう、拡張性のあるシステムであること。
- (5) 本システム稼働時のユーザー数（システムを操作する人数）は、下記の通りとする。ただし、稼働後において増減もあり得るものとする。
- ① 人事・給与部門： 25
  - ② 各部署： 6,000
- (6) 本システムは、発注者が保有する仮想サーバ上で稼働させること。ソフトウェアの種類は問わないが、契約開始から 5 年以内にサポート期間が終了することのないよう、選定には留意し、下記の環境での動作を保証すること。DB ソフトは、オープンソースも可とする。

なお、サーバ OS については、発注者が Microsoft Windows DataCenter Edition ライセンスを保有しているため、Windows サーバを導入する場合は、そのライセンスの導入コストは不要となる。

各 OS のウイルス対策ソフトについては、トレンドマイクロ社のウイルスバスターを導入すること。なお、発注者が最新のトレンドマイクロ社のウイルス対策ソフト「Client/Server Suite」の Windows 版のライセンスを保有しているため、Windows サーバを導入する場合は、ウイルス対策ソフトの導入コスト及び更新コストは不要となる。

#### ① 仮想サーバの仕様

仮想化プラットフォーム・・・VMware vSphere 6.0

(1)	標準構成要件(機器)	
1-1)	CPU	Xeon 2.6GHz 相当 2 コア ※Xeon 2.6GHz 相当 8 コアまで拡張可能
1-2)	メモリ	4GB ※64GB まで拡張可能
1-3)	ハードディスク	100GB ※4TB まで拡張可能
1-4)	ネットワーク	1 ポート(10Gbps 相当) ※10 ポートまで拡張可能
1-5)	光学式ディスク	CD/DVD ドライブ利用可能(但し、サーバへのファイルコピー作業時等の一時利用に限る。)
1-6)	外部接続機器	USB デバイスのみ利用可能(但し、サーバへのファイルコピー作業時等の一時利用に限る。)

1-7)	内蔵増設カード (PCI 等)	利用不可
(2)	利用可能 OS (ゲスト OS)	
2-1)	Windows Server	2008/2008R2/2012/2012R2/2016
2-2)	RedHat Enterprise Linux	4.x ~ 7.x
2-3)	Cent OS	4.x ~ 7.x
2-4)	SUSE Linux Enterprise Linux Server	9 ~ 12
2-5)	Oracle Linux	5.x ~ 7.x
2-5)	Solaris	10/11 ~11.3(x86 版に限る)

※仮想環境サーバでは、毎日スナップショットによるフルバックアップを行い、HDD に 10 世代分保持している。また、毎日外部データセンターに設置したストレージへの差分バックアップを行い、外部保管を実施している。  
また、ハードウェアに関しては冗長化対策を実施済である。

※システムの可用性

システムの稼動時間は、計画停止を除き、原則 24 時間 365 日とする。なお、計画停止においても、特に平日の 7 時 40 分から 21 時 00 分は、システム停止させないようにすること。

② クライアント端末の動作環境

クライアント端末については、既存のパソコン及びプリンタを活用するものとする。現状のパソコンは、下記に示したとおりであるが、今後の最新のバージョンにも対応できるものとする。

種類	ソフトウェア名
OS	Windows 7 又は Windows10
ブラウザ	Internet Explorer 11
OfficeSoft	Microsoft Office 2010、2013、2016

③ ネットワークは、現行の市川市庁内 LAN を経由した運用とし、ネットワーク整備については本システム構築の範囲外とする。

④ システムの保守・運用等に関してインターネット接続を行うことは、情報セキュリティの観点から原則として不可としている。

(7) 本システムに係るパッケージソフトウェア本体のほか、データベース管理ソフト、Web アプリケーションサーバ等、システムの動作に必要なソフトウェアについては、本委託に含まず、同時に入札を実施する「(長期継続契約) 市川市人事評価システム用ソフトウェア賃貸借 (賃貸借期間：令和 2 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで)」(以下ソフトウェア賃貸借契約という。) で調達するものとする。なお、使用するパッケージソフトウェアは、入札の前提として受注者が選定するものとし、データベース管理ソフトウェア等も必要に応じて選定した上で賃貸借物件として反映させること。

(8) システムの操作は、各クライアント端末にあらかじめ導入された Web ブラウザ

を利用するものとし、事前に特別なアプリケーションをインストールする必要がないこと。

## 6. 委託内容

### (1) システム導入

受注者は、発注者が指定する仮想サーバ環境に、ソフトウェア賃貸借契約で調達するパッケージソフトウェア等をインストールした上で、別添1「市川市人事評価システム機能要件一覧」に示す機能要件を満たす本システムを導入し、正常に動作することを確認すること。

### (2) 検証環境の導入

受注者は、発注者が指定する仮想サーバ環境に、本システムの検証環境を導入し、システム変更等の本番適用前に検証環境でのテストを行えるようにすること。

### (3) バックアップ環境の構築

仮想サーバでは、スナップショットによる日次フルバックアップを実施しているが、ファイル単位でのバックアップを実施していない。そのため、本システムのデータについて1日1回以上ファイル単位でのバックアップを実施し、31日分以上保管できるバックアップ環境を構築すること。

### (4) マニュアルの作成及び導入研修

① 運用開始までに、3種類のマニュアル（各部署の職員向け、人事・給与部門向け、システム管理者向け（運用手順含む））を作成すること。

② 運用開始までに、受注者の負担で講師及びサポート要員を派遣し、各部署から選定した職員を対象とした基本操作向けの運用・保守研修を行うこと。

なお、研修の対象人数は、各部署の職員が200人程度とし、1回につき50人が参加する研修を4回行う予定である。

③ 運用開始までに、受注者の負担で講師及びサポート要員を派遣し、人事・給与部門及びシステム管理者向けの運用・保守研修を行うこと。

なお、当該研修は、対象人数を8人程度とした研修を1回行う予定である。

④ 研修場所と研修用端末、スクリーン、プロジェクターは発注者が用意し、教材は受注者が用意するものとする。

### (5) 定例会議

発注者の指定する場所において、概ね1か月に1度程度開催する定例会議に出席し、進捗状況等を報告すること。また、議事録を作成し、会議終了後すみやかに発注者の承認を得ること。

## 7. 作業場所

本業務における作業場所は、以下のとおりとする。ただし、受注者は、作業場所を変更する等の事由が発生した場合には、速やかに書面により発注者にその旨を通知し、発注者の承諾を得て変更するものとする。また、発注者の都合によ

り、作業場所の変更を指示する場合がある。

(1) 開発作業場所

受注者が指定する開発作業場所

(※契約締結後に場所を特定し、発注者の承認を得ること。)

(2) システム環境の設定及びシステム環境稼動テスト実施場所

市川市南八幡4丁目2番5号 いちかわ情報プラザ

(3) 打ち合わせ、クライアント環境の設定及びシステム運用テスト実施場所

市川市南八幡2丁目20番2号 仮本庁舎

8. 納品物件

納品物件は、以下の通りとする。各納品物件のタイトルは、下記の表の納品物件であることが分かるように標記し、納品すること。

納品物件一覧表

No	納品物件	期限
1	・スケジュール表 (WBS 準拠)	委託開始日から7日以内
2	・体制表	
3	・議事録	委託期間中随時
4	・進捗管理表ならびに進捗報告書	
5	・操作研修に係る教材 (映像を含む)	各操作研修実施の7日前
6	・テスト工程別のテスト項目表 (テストシナリオ)	各テスト実施の7日前
7	・テスト工程別のテスト結果報告書	テスト終了後すみやかに
8	・システム基本設計書	システム運用テスト予定日の前 日
9	・実行可能なソフトウェア	
10	・操作マニュアル ・運用マニュアル	委託期間終了日
11	・作業報告書	
12	・完了届	

※ 3「議事録」は、本委託期間中に作成したものを、まとめて再度納品すること。

※ 一般のパソコンで扱えるファイル形式の電子データとして、全ての納品物件をまとめて収録した電子媒体 (CD 又は DVD) 1部を、委託期間終了日までに納品すること。

9. 納品場所

前項「8. 納品物件」で指定した納品物件は、「3. 担当部課」で指定した場所に、期日までに納品すること。

## 10. システム運用テスト

- (1) 発注者が承認したテスト項目表（シナリオテスト）に沿って、受注者はテストを実施し、正しく稼動した証明としてテスト結果報告書を提出すること。
- (2) 受注者は、発注者監督職員立会いのもと、システム運用環境において上記（1）で提出された報告書に基づき、システムが正常に稼動することを確認すること。

## 11. 引渡条件

本作業が完了し、「10. システム運用テスト」後に、発注者が実施する完成検査に合格したことをもって引渡しとする。

## 12. スケジュール

スケジュールは、以下の通りとする。ただし、特段の理由により、発注者が受注者と協議の上、本スケジュールを変更する場合がある。

- (1) 操作研修は、令和2年2月上旬の発注者と調整した時期とする。
- (2) 運用開始は、令和2年3月1日を予定している。

## 13. 瑕疵担保責任

引渡完了日又は委託期間終了日のいずれか遅い日から1年以内の間に、成果物に瑕疵があった場合は、発注者は受注者に対して瑕疵の修補を求め、若しくは修補とともに損害の賠償を請求するものとする。

## 14. 秘密の保持

- (1) 受注者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 15. 情報セキュリティの確保

受注者は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 16. 権利義務の譲渡の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## 17. 著作権について

- (1) 著作権の譲渡等

- ① 受注者は、成果物（未完成のものを含む。）又は成果物を利用して完成させた物（以下「著作権に係る成果物等」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第21条から第29条に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権」という。）のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受注者に帰属するものを、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者は、発注者の承諾を得て、成果物又は著作権に係る成果物等を利用することができる。
  - ② 発注者は、受注者が成果物又は著作権に係る成果物等の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
  - ③ 前2項の規定にかかわらず、成果物に受注者又は第三者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合の当該著作権は、受注者又は第三者に帰属するものとする。
- (2) 著作者人格権の制限
- ① 受注者は、発注者に対し、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き次に掲げる行為をすることを許諾すること。
    - (ア) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。
    - (イ) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を本システムに係わる事業の維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲内で、複製し、又は改変すること。
    - (ウ) 成果物又は著作権に係る成果物等を、本システムに係わる事業の維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲内で、写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
    - (エ) 成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。
  - ② 受注者は、前項の規定によらず発注者に対し、納品物件の「10. 操作マニュアル及び運用マニュアル」並びにシステム出力データを改変し、業務で使用することを許諾すること。
  - ③ 受注者は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権に係る成果物を除きあらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。
  - ④ 受注者は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権に係る成果物を除き発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (3) 第三者の著作権の侵害の防止

- ① 受注者は、受注者が発注者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害するものでないことを保証すること。
- ② 受注者が前項の規定に違反し、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

#### 18. その他

- (1) 受注者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- (3) 契約履行上の疑義については、発注者と受注者とが協力して解決すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この委託契約による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例（昭和61年条例第30号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 受託者は、この委託契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この委託契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 受託者は、この委託契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 受託者は、この委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受託者は、この委託契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず委託者の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 受託者は、この委託契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受託者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 受託者は、この委託契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 受託者は、委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、委託者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この委託契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この委託契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受託者は、この委託契約の事務を処理するに当たり、個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 受託者がこの委託契約の事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受

託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡し、若しくは委託者の指示に従い抹消するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(受託事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、この委託契約の事務に係る受託者の受託事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は受託者に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 受託者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 受託者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、受託者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

## 別記2

### 情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受注者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を処理するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

#### (定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (2) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (3) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (4) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (5) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものを指すものとする。
- (6) コンピュータウイルス等 コンピュータウイルス、ワーム、スパイウェアなどの悪意のあるソフトウェアのことをいう。

#### (情報セキュリティの維持、改善等)

第3条 受注者は、発注者に納入している情報システム又は受注作業について、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

- (1) コンピュータウイルス等に対するリスクを最小限にするために、ウイルス対策ソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。
  - (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、対応策を講じなければならない。この場合において、受注者が開発し、又は開発させ発注者に納入している情報システムの改修が必要となるときは、発注者と対応策を協議するものとする。
  - (3) 本件業務に係る情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。
  - (4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、発注者と協議の上、対応策を講じなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書

類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティ事故への対応等)

第4条 本件業務に関し情報セキュリティ事故が発生したときは、受注者は、直ちに、発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を発注者に報告しなければならない。

(情報セキュリティの管理体制)

第5条 受注者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について発注者と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 受注者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティ事故に対する訓練を実施するものとする。

(不要な記録情報の廃棄)

第6条 受注者は、本件業務の遂行により発生した記録情報のうち、不要となったものについては、直ちに、復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により不要な記録情報を廃棄したときは、書面をもって発注者に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第7条 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、受注者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、受注者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 受注者は、発注者から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

## 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約(市川市財務規則(昭和60年規則第4号)第116条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。)と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 市川市(以下「市」という。)は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)役員等(法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等(暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(3)役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4)役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5)役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等(法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に登載されているか否かを問わない。)であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6)下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7)契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。

3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額(この契約が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する条例で定

める契約（この項において「長期継続契約」という。）においては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（この項において「最高支払予定額」という。）の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、単位数量当たりの契約金額を定めた単価契約においては、契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（長期継続契約においては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額とする。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。

5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。